

施策名	目標9－1地域の脱炭素化の推進										担当部局名	大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室			
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・脱炭素の基盤となる地域共生・裨益型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。										政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第5次環境基本計画、地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
	1	ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率	－	一年度	100%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100％であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。	－
	2	地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率	－	一年度	100%	R12年度	90%	91%	92%	93%	94%	95%	96%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定をするものと定められているため	○
	3	大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数（累積）	－	一年度	1,000施設	R7年度	－	－	－	－	－	－	－	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため	－
	4	脱炭素先行地域選定数（累積）	－	一年度	少なくとも100地域	R7年度	－	－	－	－	－	－	－	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。	－
	5	脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	－	一年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	（R5秋に開催予定の官民ファンド幹事会にて確定予定）	－

		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】	【施策】 各施策について目標達成に向けて順調に取組が進んでおり、引き続き取組を進める。 【測定指標】 ○測定指標5について、令和5年秋に開催された官民ファンド幹事会において設定したマイルストーン及び本政策評価の達成目標を踏まえ、令和6年度の政策評価における目標を変更する。 ○上記以外の指標については、変更の必要がないため継続する。	
	学識経験を有する者の 知見の活用		補助金等の選定に係る審査委員への協力、地方公共団体実行計画に関連するマニュアル・ガイド等に対する助言や地域脱炭素に関するセミナー等への講師として知見の活用を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 28か所の脱炭素先行地域選定、重点対策加速化事業の支援及び、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの内容強化・拡充等を通じて、地域主導の再生可能エネルギー導入や、脱炭素型の地域づくりを推進することに貢献した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化との同時実現につながる取組への支援を行うことにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報		地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和5年10月1日現在）（環境省）		